

現 場 説 明 書

一般的事項 1

令和3年4月15日調達公告以降適用

1 仕様書の適用について

この契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」(令和2年12月24日付第202000227272号県土整備部長通知)とする。

2 法令等の遵守について

- (1) 建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令及び鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（平成27年3月19日付第201400194303号県土整備部長通知。以下「適正化指針」という。）を遵守し、法令及び適正化指針に抵触する行為は行わないこと。
- (2) 建設業からの暴力団排除の徹底について
 - 1) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。
 - 2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力をすること。
 - 3) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。
- (3) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。

3 下請関係の適正化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は適正化指針及び「建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱」(平成26年10月3日付第201400102617号県土整備部長通知)の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、適正な価格による下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立及び下請における雇用管理等の指導等に努めること。
- (2) 「鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領」(平成19年8月15日付200700071998号県土整備部長通知)第5条に規定する低入基準価格を下回る金額でその工事を落札した受注者（共同企業体として落札した場合にあっては、その全ての構成員とする。）は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から20日以内に発注者へ提出しなければならない。
- (3) 工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者（県内に本店を有する者をいう。以下同じ。）と契約すること。ただし、技術的に対応できる県内業者がない業務を委託する場合等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して県外業者と契約することができる。
- (4) この契約に係る工事の適正な施工体制を確保するため、受注者は、「鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領」(平成16年3月11日付管第2311号鳥取県県土整備部長通知)に基づく調査その他県の行う調査に協力すること。
また、受注者は下請業者を使用する場合に当たっては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導すること。
- (5) 建設業退職金共済制度への加入等
 - 1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含む全ての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度又は林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。
 - 2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
 - 3) 受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

現 場 説 明 書

一般的事項 2

4 労働安全衛生の確保について

労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成23年9月30日付第201100099979号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

5 建設資機材の使用について

- (1) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成22年1月20日付第200900157785号県土整備部長通知）に基づくリサイクル製品がある場合は、原則これを使用すること。
- (2) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
 - 1) 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。
 - 2) 県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。
- (3) 建設機械の使用について
 - 1) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
 - 2) 工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。
また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。
- (4) ダンプトラック等による運搬について
 - 1) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。
 - 2) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにするなど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

6 リサイクルの促進について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」（平成22年9月13日付第201000087971号県土整備部長通知）に基づき建設副産物のリサイクル等に努めること。

7 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

8 契約方式について

本工事は総価契約方式を採用しており、設計図書に示された条件などに変更がある場合は契約を変更することができる。契約変更を行う場合には、変更設計額に直前の契約の請負比率を乗じ、変更請負代金額を算出する。

現 場 説 明 書

特記事項1

令和5年10月10日以降調達公告適用

仕様書	①調達公告日時点で最新の仕様書によること。 仕様書の改定状況は https://www.pref.tottori.lg.jp/294862.htm を参照すること。																															
	① (他工事等との調整) 造成盛土工・仮設工については、小町事業所造成工事（5工区）と関連するので相互の連絡調整を密にすること。 ② (部分完成、着工保留) _____については、_____まで_____（すること、しないこと）。 ③ (施工時間) 本工事の施工時間帯は、昼間施工（8：00～17：00）を見込んでいる。 _____の施工時間は、_____～_____とする。 ④ (余裕期間設定工事) 本工事は、鳥取県余裕期間設定工事に係る実施要領（平成28年6月9日付第201600036328号県土整備部長通知）の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。 工期については、調達公告のとおりとする。 ⑤ (鋼材の調達の遅れによる工期の延長) この工事の工期には、鋼材調達期間として、_____ヶ月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。 ⑥ (週休2日工事) 本工事は、鳥取県県土整備部週休2日工事試行実施要領（平成30年3月12日付第201700297117号県土整備部長通知）の対象工事である。 https://www.pref.tottori.lg.jp/277262.htm に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い週休2日工事を実施すること。																															
工程 用 地 関 係	① (用地、物件等未処理) 本工事区間の_____には_____があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、_____頃_____の予定である。																															
	① (埋設物等の事前調査) 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・（水道・下水道・電気・通信・ガス・その他_____）について調査済み〕である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、（水道・下水道・電気・通信・ガス・その他_____）であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。																															
	② (支障物件) _____の施工に当って、_____が支障となっているが、 までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。																															
	③ (立木の置き場所) 工事用地内の立木は伐採し、_____に置くこと。																															
	① (低騒音型・低振動型建設機械) 本工事のうち施工箇所：_____については、特に生活環境を保全する必要があるのを、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 該当工種：_____、施工機械：_____																															
	① (交通安全施設等) 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 <table border="1"> <tr> <td>交通誘導員A</td> <td>人</td> <td>交替要員</td> <td>人</td> <td>1日あたり合計</td> <td>人</td> <td>配置日数</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>工事全体合計</td> <td>人・日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>交通誘導員B</td> <td>1人</td> <td>交替要員</td> <td>人</td> <td>1日あたり合計</td> <td>1人</td> <td>配置日数</td> <td>60日</td> </tr> <tr> <td>工事全体合計</td> <td>60人・日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。 また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。	交通誘導員A	人	交替要員	人	1日あたり合計	人	配置日数	日	工事全体合計	人・日							交通誘導員B	1人	交替要員	人	1日あたり合計	1人	配置日数	60日	工事全体合計	60人・日					
交通誘導員A	人	交替要員	人	1日あたり合計	人	配置日数	日																									
工事全体合計	人・日																															
交通誘導員B	1人	交替要員	人	1日あたり合計	1人	配置日数	60日																									
工事全体合計	60人・日																															

現 場 説 明 書

特記事項 2

濁水 処理	① (濁水処理)	<p>工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難い場合は別途協議すること。</p> <p>また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理についても、舗装の切断作業時に発生する排水の処理について（平成24年3月27日付第201100201443号水・大気環境課長通知）（https://www.pref.tottori.lg.jp/securer/1141896/120327hesousetudan.pdf）に基づいて適正に処理すること。</p>
	【建設発生土（処理）】	<p>建設発生土は、再生資源の利用の促進に係る特記仕様書（https://www.pref.tottori.lg.jp/312034.htm）により適切に対応すること。</p>
	① (他工事等流用)	<p>建設発生土は _____市・町・村 _____地内の _____工事現場に運搬（片道運搬距離 _____km）するものとする。</p>
	② (建設技術センター)	<p>建設発生土は _____市・町・村 _____地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離 _____km）するものとする。なお、処理費として1m³当り _____円をセンターに支払うこと。</p> <p>センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m³以上）</p>
	③ (民間残土受入地)	<p>建設発生土は _____市・町・村 _____地内の _____に運搬（片道運搬距離 _____km）するものとする。なお、処理費として1m³当り _____円を _____に支払うこと。</p> <p>民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m³以上）</p>
	④ (土質改良プラント)	<p>建設発生土は _____市・町・村 _____地内の _____に運搬（片道運搬距離 _____km）するものとする。なお、処理費として1m³当り _____円を _____に支払うこと。</p> <p>土質改良プラントへ搬出する土砂の土質は、各プラントが指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m³以上）</p>
建設副産物の処理	【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】	
	① (分別解体等)	<p>コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。</p> <p>コンクリート塊 1m³当り _____円</p> <p>アスファルト塊 1m³当り _____円</p> <p>建設発生木材 1m³当り _____円</p>
	② (他工事等流用)	<p>〔Gc雑割材・ _____〕は、 _____市・町・村 _____地内 _____工事で使用するものとする。</p>
	③ (バイオマス発電燃料加工施設への搬出)	<p>建設発生木材は _____市・町・村 _____地内の _____のバイオマス発電燃料加工施設への搬出（片道運搬距離 _____km）を想定し、1t 当り _____円を見込んでいる。搬出先を変更する場合には、理由を付して協議を行うこと。</p> <p>なお、公共工事で伐採する支撑木は、一般木質バイオマスとして区分される。一般木質バイオマスであることは、立木の所有者（鳥取県）自らにより由来を証明することを基本とするが、伐採・運搬を行う者が由来を証明する場合は、鳥取県森林組合が登録・審査した認定団体でなければならない。当該工事は、〔所有者（鳥取県）・伐採・運搬を行う者〕により由来の証明を行ふこととしているため、着手にあたっては事前に監督員に確認すること。</p>
	④ (木材市場等への売却)	<p>建設発生木材は _____市・町・村 _____地内の _____への搬出（片道運搬距離 _____km）を想定し _____円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。</p>

現 場 説 明 書

特記事項 3

⑤ (再資源化施設へ搬出)

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。

なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。

(施設の名称) コンクリート塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____

(受入れ費用) (運搬距離 _____ km)、費用 1t 当り _____ 円

アスファルト塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____

(運搬距離 _____ km)、費用 1t 当り _____ 円

建設発生木材 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____

(運搬距離 _____ km)、費用 1t 当り _____ 円

その他 () _____ 市・町・村 _____ 地内の _____

(運搬距離 _____ km)、費用 1t 当り _____ 円

(受入れ時間帯) 8時～17時(平日)

(受入れ条件) ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。

イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。

ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 _____ cm以下、長さ _____ m以下であること。

エ 2次公害発生の恐れのある物質(廃油等)を含まないこと。

⑥ (最終処理等)

_____ については、_____ 市・町・村 _____ 地内の産業廃棄物処理場への搬出(片道運搬距離 _____ km)を想定し、その費用として 1t 当り _____ 円を見込んでいる。

これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。

⑦ (産業廃棄物の処理に係る税)

産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、_____ 円見込んでいる。

⑧ (伐木工の数量)

伐木工は伐木工歩掛(平成27年8月12日付第201500076595号鳥取県国土整備部技術企画課長通知)に基づき参考数量で算出しているので、実績について見積もり等により監督員に協議を行うこと。

⑨ (建設発生木材の出来形数量)

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工種	項目	規格	摘要
建設発生木材 運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。 なお、マニフェストで運搬量(体積空m3)が確認出来る場合は、計測、写真管理は不要とする。	折れ点を2点以上設ける 平均的な断面
建設発生木材 搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑩ (マニフェスト)

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

現場説明書

特記事項4

① (建設発生土の使用)

工事から〔本工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所：_____に使用する。
なお、建設発生土は、再生資源の利用の促進に係る特記仕様書
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/312034.htm>)により適切に対応すること。

② (再生資材の使用)

ア Co雑割材は、_____工事から運搬し、使用箇所：_____に使用する。
イ アスファルト・コンクリート切削盤等は、_____工事から運搬し、使用箇所：_____に
使用する。
ウ 再生クラッシャラン〔規格：Re-_____〕は、使用箇所：_____に使用する。
エ 再生コンクリート砂〔規格：RS-_____〕は、使用箇所：_____に使用する。
オ 再生加熱アスファルト混合物〔規格：_____〕は、使用箇所：_____に使用する。
カ その他再生資材〔資材名：_____〕〔規格：_____〕は、使用箇所：_____に使用
する。
キ 本工事において、再生クラッシャランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該碎
石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再資源化施設側から書
面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生碎石を使用することと
し、設計変更の対象とする。その上で他の再生碎石の確保も難しいと判断された場合には、新
材を使用することとし、設計変更の対象とする。
ク 本工事において、粒度調整碎石の使用は新材を想定している。ただし、受注者が再生材の使
用を希望する場合には、受注者において供給状況を確認し、再生材の使用について協議するこ
ととし、設計変更の対象とする。

建設副産物の使用

① (農地の一時転用について)

本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する目的で、受注者が農地を借地する
場合は、事前に所轄農業委員会と協議を行い、農地法第5条第1項に基づく農地一時転用の許可
を得ること。

【令和5年4月1日時点で、前工事等の請負業者が一時転用している農地を継続して利用する場合
は、以下も記載する。(該当がなければ記載を削除)】

受注者は、前工事等の請負業者が農地一時転用している農地を継続して利用する場合、速やか
に変更報告書を作成の上、所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。

工事用道路

② (農地の賃貸借)

ア の用途に使用するため、_____市・町・村 _____番地を賃貸借すること。
イ 土地賃貸借契約書に「鳥取県との建設工事請負契約に基づき、土地の貸借権は鳥取県が有す
ることとし、原状復旧の責は鳥取県が負い、受注者がその任に当たるものとする。」を明記す
ること。
ウ 賃貸人に賃貸借料を支払うこと。
エ 工事完了後、速やかに農地の原状に復旧すること。
オ イにより契約した地番における、農地一時転用許可は不要である。

① (自社施工)

本工事においては、(※)工(工を除く)のうち少なくとも_____千円までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領に
定めるところにより自社施工しなければならない。
※該当する細別(レベル4)を記載する。

② (工事名称)

工事標示板に記載する名称は、小町事業所造成工事(6工区)とする。
なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等につ
いても積極的に県産木材を使用すること。

その他

現 場 説 明 書

特記事項 5

③ (景観評価)

- ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業【であるではない】。
イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。

④ (工事成績評定)

- 本工事は、工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）に基づく工事成績評定の対象とするしない。工事成績評定の対象外とするのは以下の【ア・イ・ウ・エ・オ】に該当するため。
ア 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。）が、500万円未満の一般土木工事及び250万円未満の建築・設備工事
イ 鳥取県の管理する道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路に限る。）・河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項に規定する災害復旧事業として行われるものを除く。）することを目的として発注された工事（年間維持、港湾浚渫、河川掘削、伐開、塵芥処理工事）
ウ 災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事
エ 機器の納品、部品取替等の建設工事（融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置工事等）
オ 工事目的物を伴わない建設工事（旧橋撤去、残土撤去・運搬工事等）

⑤ (監督体制)

本工事の監督体制は【一般・重点】監督とする。

重点監督の工種は_____とし、その他の工種は一般監督とする。
なお、鳥取県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。

⑥ (二者協議)

本工事は、(対象工事の区分を記載)工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の二者で協議するものとする。（重点監督工事等に適用）

⑦ (技能士常駐)

本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づく技能士常駐対象工種が含まれております。該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。

- ア 技能士種別：_____ 技能士、該当工種：_____ 工、特記事項根拠：_____ 真
イ 技能士種別：_____ 技能士、該当工種：_____ 工、特記事項根拠：_____ 真
ウ 技能士種別：_____ 技能士、該当工種：_____ 工、特記事項根拠：_____ 真

⑧ (電子納品)

情報共有システムを利用する工事は、原則として工事完成図書を電子納品すること。ただし、止むを得ない事情がある場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

情報共有システムを利用しない工事であっても、受注者が電子納品を希望する場合は、監督員と協議の上、電子納品対象工事とする。

電子納品に当たっては、<https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従い適正に納品すること。

⑨ (情報共有システム)

予定価格4千万円以上の工事は、原則として情報共有システム（以下「システム」という。）を利用することとする。ただし、止むを得ない事情等によりシステムを利用できない場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

予定価格4千万円未満の工事であっても、受注者がシステムの利用を希望する場合は、監督員と協議の上、システムを利用することができる。

システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。

⑩ (寒中コンクリート)

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」（平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知）に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

⑪ (建設機械の賃料の採用単価)

ア 建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン以外の建設機械は長期割引単価を標準としている。

通常単価を採用した建設機械【無し・有り】

イ ラフテレーンクレーンについて、1ヶ月以上の長期利用に当たるものは長期割引単価を採用し、1ヶ月未満の利用に当たるものは通常単価を採用している。

本工事の_____工で使用を想定しているラフテレーンクレーン（規格_____t吊）の採用単価は、（長期割引単価・通常単価）を採用している。具体的な単価については建設物価_____月号、_____頁を参照すること。

そ
の
他

現 場 説 明 書

特記事項 6

⑫ (現場環境改善)

本工事は、現場環境改善（率計上分）実施対象工事と〔する・しない〕。

下表の内容のうち原則として各費目（仮設備関係、營繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1実施内容ずつ（いずれか1項目のみ2実施内容）の合計5つの実施内容を実施すること。港湾及び漁港事業は、項目に防災・危機管理関係を含めることができる。

実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。

地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容（目的に資するものであること）について監督員の確認を受けること。

1 内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。

計上費目	実施内容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減
營繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス（交通誘導備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明・安全具等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事P R看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学会（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献
防災・危機管理関係 (港湾・漁港事業)	1. 防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）

その他

⑬ (熱中症対策)

熱中症対策について <https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm> に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。

また、気象庁から高温注意報（最高気温35℃以上が予想される場合）が発表された日においては、作業の中止、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。

⑭ (現場管理費補正)

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事とする。熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/285759.htm> に掲載の熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領に基づき、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中ににおける気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出すること。

⑮ (日本芝生産地への配慮)

日本芝の生産に配慮した植生工について（令和2年2月27日付第201900200342号県土整備部長通知）(<https://www.pref.tottori.lg.jp/290178.htm>)に基づき、日本芝を生産するほ場と、その前後も含めたほ場に隣接する法面においては、植生工にバミューダグラスの使用を禁止する。
 ア [張芝工・筋芝工] は、日本芝の〔野芝・高麗芝〕を使用すること。
 イ [植生基材吹付工・客土吹付工・種子散布工・枠内吹付工] に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。配合種子は監督員と協議のうえ決定すること。
 ウ [わら芝工・植生シート工・植生マット工] に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。バミューダグラスの代替えの種子として〇〇を使用し、材料費として1m2当たり円を見込んでいる。

現 場 説 明 書

特記事項 7

⑯ (ICT 活用工事[受注者希望型(Light ICT を含む)])

本工事は、受注者希望型(Light ICT を含む)の対象工事であるので、最新の「ICT 活用工事特記仕様書(受注者希望型)」によること。
仕様書の改定状況は <https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm> を参照すること。

⑰ (土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事)

本工事は、労働安全衛生規則第2編第1・2章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。

安全対策について、<https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htm> に掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。

⑱ (標示板の設置)

本工事は「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板の工事種類について「国土強靭化対策工事（5か年加速化対策）」と標記すること。

標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について（令和3年6月1日付け 国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 事務連絡）を参考すること。

⑲ (CCUS 活用推奨工事[受注者希望型])【災害復旧工事、受託工事は対象外（当該項目を削除する）】

本工事は、受注者希望型の対象工事である。CCUS の活用を希望する場合は、最新の「鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事（受注者希望型）特記仕様書」によること。

仕様書の改定状況は <https://www.pref.tottori.lg.jp/291820.htm> を参照すること。

⑳ (遠隔臨場)

本工事は、遠隔臨場の対象工事である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm> に掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。

㉑ (施工管理システム)

本工事は、施工管理システムの利用可能工事(試行)である。施工管理システムの利用を希望する場合は、事前に監督員と協議を行うこと。なお、利用に関するアンケート調査に協力すること。対象とする施工管理システムは以下のホームページに掲載されたものである。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/310672.htm>

その他

特記事項 8 へ続く

現 場 説 明 書

特記事項 8

その他	㉒ (残土受入地での施工マニュアルについて) 造成盛土工等の施工については最新の建設発生土処分場造成マニュアルに従い実施すること。特に敷均し・転圧については、盛土のゾーン分け（Iゾーン～IIIゾーン）に留意すること。
	㉓ (段切りについて) 盛土滑動防止のため、地山盛土前には、段切りを行うこと。（最小巾 1.0m、最小高 0.5m）
	㉔ (搬入土量について) 搬入土量については、月々の搬入土量が変化する場合があり、その際には別途連絡する。 ○搬入土量が契約数量より増える場合： 搬入土量の増を個別指示し、設計変更の対象とする ○搬入土量が契約数量より減る場合： 原則工期延伸を行わず、搬入土量に応じた減額の設計変更を実施する
	㉕ (盛土場所について) 発注時の造成盛土範囲は B 路線 No1～No7 の範囲を想定しているが、先行する 5 工区の受入状況により、造成盛土範囲を変更する場合があるので、受入前には監督員と協議の上、着工前測量を実施すること。
	㉖ (タイヤ洗浄について) タイヤ洗浄機の日常管理（給水・送水（水槽・ポンプ関係）、泥撤去、運転点検）を行い、故障時には速やかに監督員に連絡すること。 併せて、事業所外に出る車両にはタイヤ洗浄を徹底させ、汚れを場外に出さない様取り組むこと。
	㉗ (路面清掃について) 路面清掃の頻度は、平日の水・金の週 2 回を想定している。ただし、場外の道路の汚れが著しい場合は、個別に路面清掃を行うこととし、清掃回数については実績に応じて設計変更の対象とする。
	㉘ (敷鉄板等の引継ぎについて) 本工事においては、進入路等の敷鉄板の契約を前任の業者から引き継ぐこと。賃貸期間の開始および終了時期については監督員と調整の上、設計変更の対象とする。 なお、敷鉄板の枚・日当りの賃料料金については、建設物価版 2 月 p815 中国 の 720 日（24 カ月）以内を採用しています。
	㉙ (造成盛土工の管理について) 造成盛土の土量管理については、日常的な管理はダンプ台数で、盛土完了時には実測の上、搬入量を補正した数値による設計変更の対象とする。
	㉚ (交通誘導員の数量について) 交通誘導員の数量は、天候等の影響により受入日数が変動するため、実績に応じた設計変更の対象とする。
	㉛ (その他) 今後、沈砂調整地やボックス、暗渠排水管等の工事を発注予定であり、施工業者決定後に工事時期等の調整を行うこととする。
	※ 明示する項目を _____ 部分に記入または追記し、不要部分は「-」で削除して使用すること。

みんなで、適切な賃金水準を確保！ 社会保険等への加入を徹底！

はじめに働く職人が報われるために



【現状と課題】

- ◆ 近年、建設投資の大幅な減少に伴う競争激化のしわ寄せが、労働者の賃金低下をもたらし、若年入職者が大きく減少
- ◆ 今、適切な対策を講じなければ、将来の建設産業の存続が危惧される状況



適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入徹底により、就労環境を改善し、若年者の入職が進むような職場とする必要があります。

- ◆ 適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入徹底の観点から、本県では公共工事設計労務単価を平成25年4月に11.5%、平成26年2月には6.6%、平成27年2月には4.1%、平成28年2月には3.6%、平成29年3月には3.2%、平成30年3月には3.1%、平成31年3月には1.4%、令和2年3月には2.5%、令和3年3月には0.8%、令和4年3月には2.8%、令和5年3月には4.4%引き上げ、平成24年度に比べ約53.4%の上昇となりました。

技能労働者への適切な水準の賃金支払

- 適切な価格での下請契約を締結しましょう
- 技能労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請しましょう
- 雇用する技能労働者の賃金水準を引き上げましょう

社会保険等への加入徹底

- 法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ下請契約を締結しましょう
- 労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、社会保険に加入させましょう

元請による下請への指導（社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン）

- 周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導(2次以下を含む。)
- 未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき
- 新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。加入が確認できない作業員の現場入場を認めないとすべき

社会保険適用除外者(従業員が4人以下の個人事業主や一人親方)や適切な保険に加入している作業員に対して、誤って社会保険等の加入を強制することのないように注意が必要

請負契約における法定福利費の確保（標準見積書の活用）

- 元請 ➤ 発注者に対し法定福利費を含む金額による契約締結を求めましょう
- 元請 ➤ 専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提示を求めるとともに、提示された場合、これを尊重しましょう

- 下請 ➤ 法定福利費が内訳明示された見積書を活用等して、元請に見積提出しましょう



公共工事設計労務単価（主要 10 職種）変動率

鳥取県の公共工事設計労務単価は、全職種平均で平成 25 年に 11.5%、平成 26 年 2 月に 6.6%、平成 27 年 2 月に 4.1%、平成 28 年 2 月に 3.6%、平成 29 年 3 月に 3.2%、平成 30 年 3 月に 3.1%、平成 31 年 3 月に 1.4%、令和 2 年 3 月に 2.5%、令和 3 年 3 月に 0.8%、令和 4 年 3 月に 2.8%、令和 5 年 3 月に 4.4% 引き上げられ、平成 24 年度に比べ約 53.4% の上昇となりました。主要 10 職種の引き上げ率は下表のとおりです。

職 種		単 価 (円)												上昇率
		対H24.4比 H24.4	対H24.4比 H25.4	対H25.4比 H26.2	対H26.2比 H27.2	対H27.2比 H28.2	対H28.2比 H29.3	対H29.3比 H30.3	対H30.3比 H31.3	対H31.3比 R2.3	対R2.3比 R3.3	対R3.3比 R4.3	対R4.3比 R5.3	
特殊 作業員	13,800	10.9%	3.9%	1.3%	5.6%	0.0%	2.9%	4.0%	1.6%	0.5%	5.4%	2.0%	44.9%	
		15,300	15,900	16,100	17,000	17,000	17,500	18,200	18,500	18,600	19,600	20,000		
普通 作業員	10,800	11.1%	4.2%	1.6%	8.7%	0.0%	2.9%	4.2%	1.4%	0.0%	3.3%	3.2%	48.1%	
		12,000	12,500	12,700	13,800	13,800	14,200	14,800	15,000	15,000	15,500	16,000		
軽 作業員	9,500	14.7%	3.7%	0.9%	6.1%	0.0%	3.3%	4.0%	1.5%	0.0%	0.0%	6.1%	47.4%	
		10,900	11,300	11,400	12,100	12,100	12,500	13,000	13,200	13,200	13,200	14,000		
とび工	15,000	12.0%	7.1%	5.0%	5.3%	3.0%	3.4%	0.5%	2.3%	0.0%	5.0%	1.7%	55.3%	
		16,800	18,000	18,900	19,900	20,500	21,200	21,300	21,800	21,800	22,900	23,300		
鉄筋工	14,900	12.1%	7.2%	5.0%	5.3%	2.5%	3.0%	0.5%	2.4%	0.0%	0.0%	0.9%	45.6%	
		16,700	17,900	18,800	19,800	20,300	20,900	21,000	21,500	21,500	21,500	21,700		
運転手 (特殊)	12,900	10.9%	3.5%	1.4%	5.3%	0.0%	3.2%	4.3%	1.8%	0.0%	4.0%	2.2%	42.6%	
		14,300	14,800	15,000	15,800	15,800	16,300	17,000	17,300	17,300	18,000	18,400		
運転手 (一般)	11,100	10.8%	4.9%	1.6%	6.1%	0.0%	2.9%	4.2%	1.3%	2.6%	5.2%	2.5%	50.5%	
		12,300	12,900	13,100	13,900	13,900	14,300	14,900	15,100	15,500	16,300	16,700		
型わく 工	14,600	12.3%	7.3%	5.1%	5.4%	2.6%	3.0%	0.5%	2.4%	2.8%	0.0%	6.4%	58.9%	
		16,400	17,600	18,500	19,500	20,000	20,600	20,700	21,200	21,800	21,800	23,200		
大工	14,900	12.1%	7.2%	5.0%	5.3%	2.5%	3.0%	0.5%	2.4%	0.0%	0.0%	5.6%	52.3%	
		16,700	17,900	18,800	19,800	20,300	20,900	21,000	21,500	21,500	21,500	22,700		
左官	14,200	12.0%	7.5%	5.3%	5.6%	2.6%	3.1%	0.5%	2.0%	0.0%	0.0%	4.9%	52.1%	
		15,900	17,100	18,000	19,000	19,500	20,100	20,200	20,600	20,600	20,600	21,600		

【公共工事設計労務単価とは？】

- ・公共工事の予定価格の算出に用いる積算用の単価で、作業員やとび工など技能労働者 51 職種について定めています。
- ・各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働（所定時間内）に対する単価で、時間外等の割増賃金や作業内容を超えた特殊な労働に対する賃金は含まれていません。
- ・労務単価の内訳は次のとおりです。

労務単価 = 1. 基本給相当額 + 2. 基準内手当 + 3. 臨時の給与 + 4. 実物給与

1. 基本給相当額 基本給（法定福利費本人負担分相当額を含む。）及び出来高給

2. 基準内手当 家族手当、通勤手当、住宅手当、技能手当など

3. 臨時の給与 賞与（ボーナス）など

4. 実物給与 通勤定期や食事の支給など

注：法定福利費事業主負担分は、現場管理費に計上されています（労務単価には、法定福利費事業主負担分は含まれていません。）。

- ・新しい労務単価は、労務費調査により賃金の支払い実態を把握し、その結果を基に決定します。よって、労務単価が適切な水準に維持されるためには、末端の下請企業の技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる水準の賃金が適切に支払われることが重要となります。

【例】普通作業員（16,000 円／日、20 日／月勤務）の場合

月当たり 16,000(円/日) × 20(日) = 320,000 円となり、これは上記枠内の 1. ~ 4. により算定した年収（3,840 千円）を 12 ヶ月で除したものに相当し、法定福利費（雇用保険、医療保険及び年金保険）の本人負担相当額（約 16 %）が含まれています。

公共工事設計労務単価と法定福利費

— 適正な金額での下請契約のために —

公共工事設計に計上されている各工種の労務費及び諸経費（現場管理費）には、法定福利費が含まれています。下請契約にあたっては、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ金額で締結してください。

また、労働者に法定福利費相当額を含んだ賃金を支払い、社会保険等への加入を徹底しましょう。

なお、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）の算出に当たっては、下記を参考にしてください。

代表的な専門工種の労務に係る法定福利費相当額の算定例（R5.4.1 時点）

■標準単価（公共工事設計標準歩掛及び労務単価による）

各工種の標準的な積算条件による単価は以下のとおり（直接工事費原価ベース）ですが、詳細な積算条件等は、公表設計書をご覧ください。

工種名	規格	単位	標準単価		
			労務費	器具及び諸雑費	
鉄筋工 ※1	D10～D51	t	56,000 円 (100.0%)	54,544 円 (97.4%)	1,456 円 (2.6%)
足場工	手摺先行型 足場	掛m ²	3,687 円 (100.0%)	1,982 円 (53.5%)	1,705 円 (46.5%)
型枠工 ※2	鉄筋・無筋 構造物	m ²	7,415 円 (100.0%)	6,029 円 (81.3%)	1,386 円 (18.7%)

※1 鉄筋工の値は、鉄筋材料費を含まず、また市場単価のため、H4歩掛の構成比率から算定。

※2 型枠工の値は、施工パッケージのため、構成比から法定福利費の対象となる労務費を算定。

詳細な内訳は、下記ホームページを参照してください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/tekiseishitauke/>

注) 下請金額には、上記の標準単価の他に、運搬費、会社経費等の諸経費の計上が必要です。

■法定福利経費の算出

	①標準単価 (直接工事費原価)	②うち労務費		③事業主負担分 法定福利費 (現場管理費分に計上)
		うち労働者負担分	法定福利費	
鉄筋工	56,000 円/t	54,544 円/t	8,547 円/t	8,989 円/t
足場工	3,687 円/掛m ²	1,982 円/掛m ²	311 円/掛m ²	327 円/掛m ²
型枠工	7,415 円/m ²	6,029 円/m ²	945 円/m ²	994 円/m ²

◎労働者負担分の算定式 労務費 × 156.70 ÷ 1,000

◎事業主負担分の算定式 労務費 × 164.80 ÷ 1,000

※R5.4.1 時点の率

●元請から下請事業主に支払われる部分 ⇒①(単価) + ③(事業主負担分法定福利費)

●下請事業主から下請労働者に支払われる部分 ⇒②(労務費)

※労務費に労働者負担分法定福利費を含む

鳥取県県土整備部技術企画課

法令等による規制状況調書

工事名	小町事業所造成工事(6工区)	工事場所	西伯郡伯耆町小町					
法令等	関係条文(必要手続き等)	手続の要否	申請先	申請等年月日	許可等年月日	許可等期間	許可書等 写し添付	備考
道路法	□24条(道路管理者以外の者の行う工事の承認申請)	要(否)					□	
	□32条(道路の占用の許可申請)	要(否)					□	
	□95条の2(公安委員会との調整)	要(否)					□	
河川法	□20条(河川管理者以外の者の行う工事の承認申請)	要(否)					□	
	□24条(河川の占用の許可申請)	要(否)					□	
	□26条(工作物の新築等の許可申請)	要(否)					□	
	□27条(土地の掘削等の許可申請)	要(否)					□	
鳥取県砂防指定地等管理条例	□4条1項(砂防指定地内における行為、占用の協議)	要(否)					□	
地すべり等防止法	□18条(地すべり防止区域における行為の許可申請)	要(否)					□	
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	□7条4項(急傾斜地崩壊危険区域内における行為の協議)	要(否)					□	
農地法	□4条1項(転用の許可申請)	要(否)					□	
	□5条1項(一時転用の事前協議・報告) R5.2.24付第202200246188号「公共事業の施工に伴う附帯施設の設置の際の農地の一時転用の取扱いについて」(技術企画課長通知)	要(否)					□	
森林法	□10条の8(伐採及び伐採後の造林の届出等)	要(否)					□	
	□27条(保安林の指定解除申請)	要(否)					□	
	□34条(保安林における立木伐採の許可申請)	要(否)					□	
	□伐採範囲事前協議 https://www.pref.tottori.lg.jp/securer/332527/chirashi_kouji.pdf	要(否)					□	
鳥取県漁業調整規則	□48条(漁場内の岩礁破碎等の許可)	要(否)					□	
文化財保護法	□94条(埋蔵文化財包蔵地の発掘の通知)	要(否)					□	
	□125条1項(史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請)	要(否)					□	
	■事業計画区域に関する意見について	要(否)	米子市文化振興課				R4年度～5年度 本調査実施(隣接区域)	
自然公園法	□20条3項(特別地域における行為の許可申請)	要(否)					□	
	□21条3項(特別保護地区における行為の許可申請)	要(否)					□	
	□33条1項(普通地域における行為の届出)	要(否)					□	
鳥取県立自然公園条例	□16条1項(特別地域における行為の協議)	要(否)					□	
	□16条2項(普通地域における行為の通知)	要(否)					□	
自然環境保全法	□25条4項(特別地区における行為の許可申請)	要(否)					□	
	□27条3項(海域特別地区における行為の許可申請)	要(否)					□	
	□28条1項(普通地区における行為の届出)	要(否)					□	
鳥取県自然環境保全条例	□20条1項(特別地区における行為の協議)	要(否)					□	
	□20条2項(普通地区における行為の通知)	要(否)					□	
採石法	□42条の2(国等に対する適用)	要(否)					□	
砂利採取法	□43条(国等に対する適用)	要(否)					□	
土壤汚染対策法	■4条1項(土壤汚染のおそれがある土地の形質変更の届出)	要(否)	西部事務所生活環境課 建築局建築住宅課	令和3年8月30日	令和3年9月22日		□	施工範囲について は許可済
	□ 届出不要		①掘削面積 m ²	②盛土面積 m ²		合計 106,300m ² (①+②)	106,300m ²	
※掘削、盛土面積は、事業箇所全体における面積を記入すること。(工事毎の面積ではない)								
※掘削及び盛土部分の合計の面積が3,000m ² 以上となる場合は届出が必要。ただし、盛土のみの場合は届出不要。								
景観法	■16条5項(景観計画区域内における行為着手前の通知)	要(否)	西部総合事務所環境 建築局建築住宅課	伯耆町による通知			□	
都市計画法	□34条の2(開発行為の協議)	要(否)					□	
水路業務法	□6条(海上保安庁以外の者が実施する水路測量)	要(否)					□	
	□19条1項(水路関係事項の通報)	要(否)					□	
漁業対策協議会規約	□(事業調整会議等での協議)	要(否)					□	事業説明実施 (H30.9)
その他	■林地開発連絡調整	要(否)	西部事務所農林局	令和2年12月24日	令和3年1月12日	令和3年2月～ 令和3年3月	■	
その他	■土地収用法による事業認定	要(否)	鳥取県土総務課	令和2年11月12日	令和3年1月8日		■	

注) 1 許可(承認)書の写しを添付すること。

2 手続の要否について確認した方法を備考欄に記載すること。例)管内図で確認、所管課に事前協議、対象規模要件外など

第202000238385号
令和3年1月8日

伯耆町長 森安 保様

鳥取県知事 平井 伸治
(公印省略)

土地収用法による事業の認定について(通知)

下記事業について、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をし、図面の縦覧場所を伯耆町地域整備課としたので、法第26条の2第1項の規定により通知します。

記

- 1 起業者の名称 伯耆町
- 2 事業の種類 小町防災広場造成事業

(注意)

- 1 法第26条の2第2項の規定により、この通知書の到達後、直ちに、令和2年11月18日付第202000213819号で送付した事業認定申請書の添付書類のうち起業地を表示する図面を、事業の認定が効力を失う日又は起業者が起業地内の全ての土地について必要な権利を取得したことの知事の通知がある日まで公衆の縦覧に供することとされている。
- 2 前項の「事業の認定が効力を失う日」とは、それぞれの事由に従い、下表のとおりである。

失効する事由		失効する日	失効する部分	関係条文
1	事業の認定の告示があった日（収用又は使用の手続を保留した起業地については、手続開始の告示のあった日）から1年内に収用又は使用の裁決の申請がないとき。	左の期間満了の日の翌日	左の事由に該当する部分	法第29条第1項（第34条の5）
2	事業の認定の告示があった日から4年内に明渡裁決の申立てがないとき。	左の期間満了の日の翌日	左の事由に該当する部分	法第29条第2項
3	収用又は使用の手続を保留した起業地について事業の認定の告示があった日から3年内に手続開始の申立てがないとき。	左の期間満了の日の翌日	左の事由に該当する部分	法第34条の6
4	事業の全部若しくは一部の廃止又は変更があったことを都道府県知事が告示したとき。	左の告示がかった日	左の告示により収用又は使用の必要がなくなった旨表示された部分	法第30条第4項

(担当)

県土整備部県土総務課用地室 米原
電話：0857-26-7346



6/16/2018

第202000252358号

令和3年1月12日

伯耆町長 様

鳥取県西部総合事務所長

(公印省略)

林地開発連絡調整事業計画書について（通知）

令和2年12月24日付伯地環第756号で提出されたことについては、了解しましたので、事業の実施に当たっては災害防止に十分努めてください。

なお、事業計画の変更があった場合は変更事業計画書を提出し、また、事業を完了もしくは中止した場合はその旨を書面により報告してください。

（担当）農林局農林業振興課 尾崎 電話 0859-31-9678

着信は不要です。

今後の変更等につける。本件を郵便にて要請の作成と
依頼して下さい。今のところお問い合わせはOKです。

専用封筒にてお問い合わせ下さい。

〈小町久山林地開発〉

本件について解消いたて、
併せて、

議長 委員会 主
大也 長 議會

